

法改正に伴う児童手当事業の変更点について

1 令和4年度6月からの変更点

(1) 主たる生計維持者の所得が上限限度額を超えた場合は支給対象外

児童手当法の一部改正に伴い、児童手当法に基づく特例給付対象者のうち、所得の額が一定以上の者（主たる生計維持者の年収が1,200万円相当以上の者（扶養親族等が3人の場合））について、令和4年10月支給分（6～9月分）から支給対象外（受給資格が消滅）となる。

(2) 児童手当現況届の届出義務の廃止

毎年提出を求めている現況届について、自治体における情報連携の進展を踏まえ、令和4年6月より届出義務が原則廃止となる。ただし、住登外DV案件や無戸籍児童等、公簿のみでは現況を確認することができない一部の受給者については、引き続き現況届の提出が必要となる。

2 手当額（児童1人つき月額）

①所得制限未滿

0歳から3歳未滿・3歳以上小学生終了前（第3子以降） 15,000円
3歳以上小学生終了前（第1、2子）・中学生 10,000円

②所得制限限度額以上 所得上限限度額未滿（特例給付） 一律 5,000円

③所得上限限度額以上 令和4年5月まで 一律 5,000円
令和4年6月以降 0円

3 所得制限限度額 所得上限限度額 ※扶養親族数には年少扶養も含む

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額【新設】	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,042	1,048	1,276

※扶養親族等の数が1人増すごとに、所得額に38万円加算

4 対象児童（見込み）

①所得制限未滿 約32,000人

②所得制限限度額以上 所得上限限度額未滿 約9,500人

③所得上限限度額以上 約13,000人

5 区民への周知

- ・区の広報紙（5/21号）、ホームページ等に掲載（5/20頃）
- ・一部の方を除き現況届の提出が不要な旨の通知を約35,000世帯へ送付（5月下旬頃）
- ・所得上限限度額以上のため児童手当が消滅となった方へ、令和4年10月以降通知を送付